

## 27 新型インフルエンザ対策について

(厚生労働省、内閣官房)

### 【内容】

- (1) 新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題として、国が主体となり積極的に対応すること。
- (2) 地方自治体が行う対策の実効性を高めるため、法的根拠を明確にするとともに実行に係る権限を付与すること。
- (3) 地方自治体や医療機関が行う対策に要する費用について、十分な財政措置を講じること。
- (4) 「行動計画」や「ガイドライン」の見直しを進めるに当たっては、新型インフルエンザウイルスの感染力や病原性に応じて柔軟に対応できるものとする。
- (5) 新型インフルエンザに関するワクチンの臨時接種については、国の責任において、国の負担を基本とし実施すること。

### (背景)

従来から新型インフルエンザへの変異が危惧されていた鳥インフルエンザ(H5N1)は、海外において、依然としてヒトへの感染を繰り返しており、新型インフルエンザへの変異の危険性は軽減していない。このため、平成21年に発生したインフルエンザ(H1N1)2009の変異に関する監視も含め、強毒型の新型インフルエンザについて、今後とも十分に備えていく必要がある。

本県を含む地方自治体においては、これまで、対策本部を設置し、行動計画を策定するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、新型インフルエンザの患者等に対応する医療機関の確保等の対策を進めてきたが、法的な根拠が明確でなく、実行に係る権限がない対策が多いことから、その対応に苦慮している。また、地方自治体や医療機関に対する財政措置について、医療機関への休業等の補償、在宅患者等住民への生活支援に対しても、国による十分な財政措置が必要である。

平成21年に発生したインフルエンザ(H1N1)2009について、国は当初、強毒型を想定した「行動計画」や「ガイドライン」に基づき、対策を進めていた。その後、毒性が強くないことが明らかになってきたことから、「基本的対処方針」やこの対処方針に基づく運用指針の発出により、現行の行動計画をそのまま適用しない対応案を示した。現在、国においては、インフルエンザ(H1N1)2009への対応を踏まえ、行動計画の見直しを行うなど、新型インフルエンザ対策の再構築を図っているところであるが、発生にあたって、その都度、対策を示すのではなく、対策の選択肢を示した上で、病原性・感染力等に関する情報が得られ次第、地域において、その程度に応じた適切な対策へ切り替えを行うことができるようにしておくことが必要である。

平成21年度及び22年度に実施されたインフルエンザ（H1N1）2009のワクチン接種と同様のワクチン接種は、現在審議されている予防接種法改正では、「新臨時接種」として、市町村が実施主体となり地方公共団体の一部負担（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）のもとに実施することとされている。しかしながら、新型インフルエンザ等未知の感染症への対策は、国家的な危機管理の問題であり、その対応としての臨時的、緊急的ワクチン接種は、国が実施主体となり、国の費用負担を基本として全国統一的に実施すべきである。

（ 参 考 ）

新型インフルエンザに関する法的根拠・権限について

主な対策	対応主体	法的根拠・権限
外出自粛要請	都道府県	一部あり 「感染症法」第44条の3により「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し」ては、都道府県知事が外出自粛を要請することが可能（20年5月一部改正）
学校の臨時休業	都道府県 市町村	あり 「学校保健安全法」第20条において「感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされている。
映画館、集会等への自粛要請・交通機関等への感染防止の措置要請	都道府県	なし
地域封じ込め（交通遮断、地域検疫等）	都道府県 市町村	なし
発生地でのタミフル予防投与	都道府県 市町村	なし
発熱等に関する相談窓口の設置	都道府県	なし
入院対応医療機関の確保	都道府県 医療機関	なし 参考 <医師法>第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。
専門外来の設置	都道府県 医療機関	なし
県民への広報	都道府県 市町村	あり 「感染症法」第3条において「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等に通じた感染症に関する正しい知識の普及・を図る」とされている。
事業者への広報・事業継続要請・対応計画策定要請	都道府県	なし
在宅患者等住民への支援（食料配達・提供等）	市町村 （都道府県）	なし
火葬体制の確保（遺体一時安置所確保等）	市町村 （都道府県）	なし